



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………
- ……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一
- 河川予定地の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 争議行為の予告……………
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………四

告示

●東京都告示第千六百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百三十六号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

平成二十七年十一月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 北区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画法道路事業区画街路北区画街路第三号線及び幹線街路補助線街路第百五十七号線

三 事業施行期間 平成二十五年四月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 平成二十五年東京都告示第千六百三十六号の事業地のうち、北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目各地方において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第千六百二十一号

東京都計画法事業花畑北部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称

東京都計画法事業花畑北部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

江東区東陽七丁目三番五号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成三年五月十五日

四 事業施行期間

平成三年五月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

で

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区勝どき一丁目七番三号に変更する。

六 変更の年月日

平成二十七年十一月十二日

●東京都告示第千六百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町棚澤字焼多亡六〇七番、同町境字大堀一三三九番、字山びこ五九番、字ひむら向五七番、五八番一及び二、字やけ山沢一二四三番、同町小丹波字大渡り七八四番一及び二、七八五番一、同町水川字大澤入

一〇〇八番から一〇一二番まで、字西澤六三六番、同町海澤字丸山一二〇五番、一二〇六番、字川入一二一四番、青梅市御岳二丁目二〇二番一・二〇四番四・五九二番

(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、二〇五番

〇五番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字小沢八三四一番、八三四二番、八三四三番一及び二、八三四五番、八三三番口及びハ、八三三四番一から四まで、同村字神戸八一八五番二・八一八七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、八一七五番、八一七六番、八一七八番から八一八一番まで、八一八四番

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市二俣尾五丁目一・二・三・四番一及び一五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同番二〇、同市御岳山一八番(次の図に示す部分に限る。)、同市柚木町一丁目一〇〇八番(次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡奥多摩町日原字巳ノ戸九九二番・九九三番イ・九九六番イ・一〇〇六番・一〇〇七番イ(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、九九四番二及び三、一〇〇〇番イ、一〇〇八番三から五まで、同町日原字孫惣谷一〇三五番二・一〇三六番・一〇四〇番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町日原字小菅四四九番、同町大丹波字奥中茶屋四九九番(次の図に示す部分に限る。)、字梨の木沢四一六番・四二二番・四二五番・四二六番・四二八番・四三八番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、四二一番、字眞名井沢四四二番・四四五番・四四八番・四四九番・四五〇番イ(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。))

る。)、字井戸地五一六番一・五一七番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字滝之入五一二番口からホまで(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、字入屋谷二九〇番、二九一番、同町留浦字のめり坂一七三〇番イ(次の図に示す部分に限る。)、同町氷川字大氷川三四二番、三四三番、字不老二二七一番一、同町白丸字東山一七番、一八番一、二二番一、同番口及びハ、字戌亥頭四九六番、四九七番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。青梅市御岳山一八番(次の図に示す部分に限る。)、同市柚木町一丁目一〇〇八番(次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡奥多摩町日原字倉澤五三七番イ(次の図に示す部分に限る。)、同町大丹波字眞名井沢四四五番(次の図に示す部分に限る。)、同町留浦字のめり坂一七三〇番イ(次の図に示す部分に限る。)、同町氷川字大氷川三四二番・三四三番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、字不老二二七一番一(次の図に示す部分に限る。)、同町白丸字東山二二番一(次の図に示す部分に限る。)、同番口及びハ

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字南郷一四六六番・五九六四番・五九六九番・六二五六番イ・六二九六番・六二九九番一・六三〇〇番(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)、一四六七番、五七一一番、六二九五番イ及び二、同村字下元郷五二五九番、五二六〇番イ及びロ

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西多摩郡檜原村字南郷五九六四番・五九六九番
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百二十三号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、平成二十七年十一月十二日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日

東京都知事 外 添 要 一

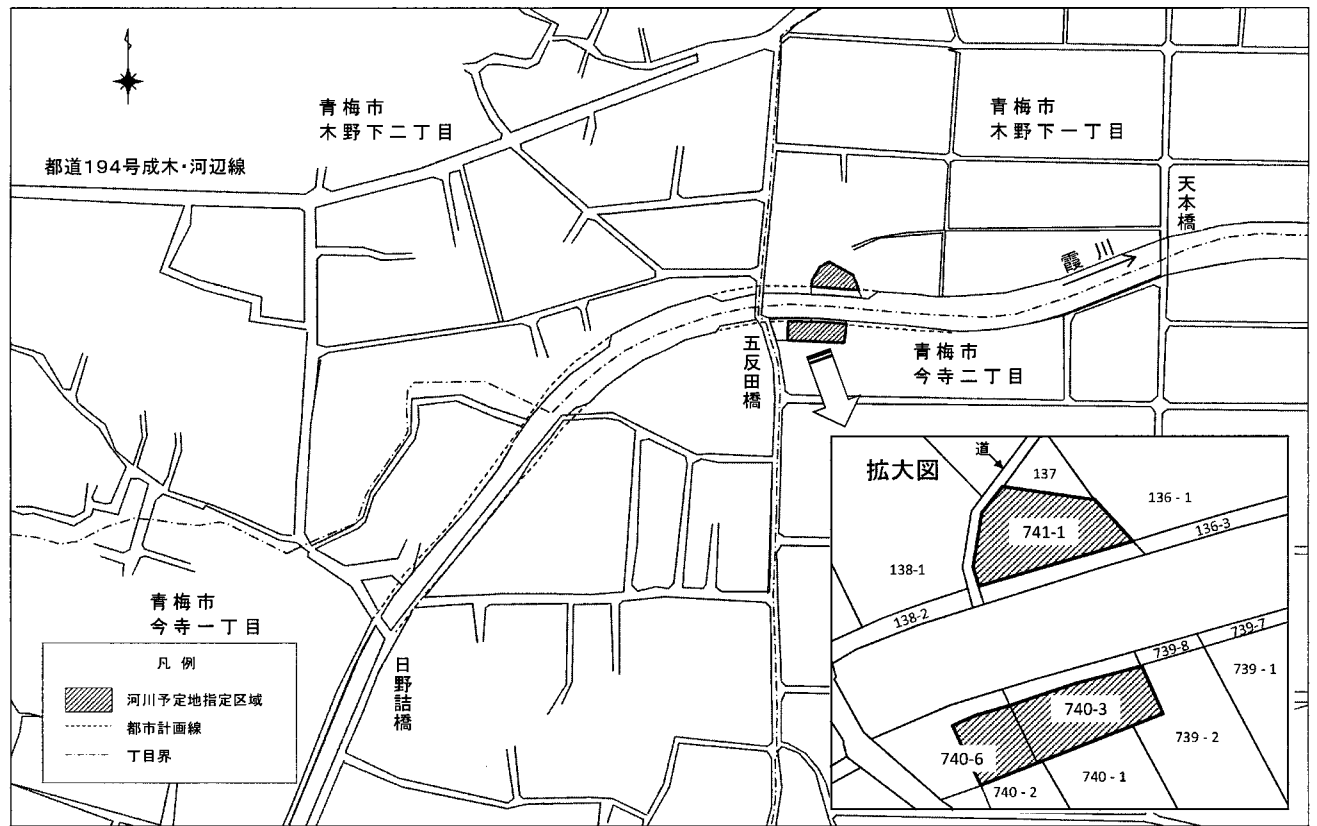
一 河川の名称

荒川水系一級河川霞川

二 河川予定地として指定する区域

青梅市木野下一丁目七百四十一番一、同市今寺二丁目七百四十番三及び同番六地内(次の略図に表示した箇所)

一級河川霞川河川予定地略図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市長峰三丁目十番一から稲城市東長沼二千百十一番同番三まで、十一番一及び同地
稲城市長 高橋 勝治

小平市小川町一丁目四百七十八番一、同番十一及び同番十二
小平市小川町一丁目四百七十六番地
株式会社辰巳屋
代表取締役 小野 金弥

三鷹市深大寺三丁目三千九百十五番十一
三鷹市牟礼五丁目一番三号
丸栄建設株式会社
代表取締役 高橋 徹也

争議行為の予告について

東京都地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年十一月二日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月十二日

東京都知事 外 添 要 一

<p>一 事件 労働条件改善、賃金と雇用の確保等の要求に関する件</p> <p>二 日時 平成二十七年十一月十三日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 東京医科大学病院 新宿区西新宿六丁目七番一号</p> <p>四 種類 救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。（以上原文のまま掲載）</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001